

(宛先) 坂戸市長 宛て

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和 年 月～令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、坂戸市内に居住していることを坂戸市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを坂戸市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を坂戸市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を坂戸市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	昭和 平成 年 月 日
氏 名	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	電話： ()

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	☐ 第2号 ☐ 第3号		
生年月日	令和 年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所	氏 名		
☐ 現住所のとおり（市内転居した） ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		令和 年 月 日	

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ		所在地	〒
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話：
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況	☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入		令和 年 月 日	

4. 償還払いの振込先を記入して下さい（請求者の口座を記入して下さい）

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※1 支店名も必ず記入して下さい。（ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込受取口座の店名(漢数字で三桁)）

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2)

※①～②に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
②	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※2参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※5 (「c+d」が月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円

- ※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。
- ※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。
- ※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は12,300円、第3号の場合は17,700円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。
- ※6 訂正がある場合は二重線で訂正し、必ず訂正印を押印して下さい。請求額の訂正はできません。訂正した場合は1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)の氏名欄にも印が必要となります。修正液や消せるペンは使用しないで下さい。
- ※7 金額は利用月ごとに正確に記入して下さい。「〃」や「同上」等で記入を省略することはできません。

6. 子育てのための施設等利用給付認定申請内容の変更の有無を記入（どちらかを選択し、必要に応じて届出をして下さい）

子育てのための施設等利用給付認定申請書及び添付書類の届出内容変更の有無	
☐	変更なし
☐	変更あり →坂戸市役所保育課に速やかに届け出てください。

- ※8 退職、休職、勤務先、勤務時間等の就労状況、出産予定の有無、育児休業等の取得、住所、世帯構成、修正申告等により税額に変更が生じた場合（満3歳児）等、申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- ※9 変更の届出をせずに給付を受けた場合、施設等利用費を返金していただく場合があります。